

西宮明昭山の会規約

第一章

第1条 この会は西宮明昭山の会とよび、事務所を西宮市内におく。

第2条 この会は日本勤労者山岳連盟に加入する。

第二章 目的と活動

第3条 この会は会員相互の協力によって登山・ハイキングの技術・理論の向上と普及に努め、安全で楽しいハイキングを推進するとともに、会員の健康と体力の維持・増進に資する。

第4条 この会は前条の目的を遂行するために次の活動を行う。

- 1.月に1回以上の野外活動〈例会という〉
- 2.月に1回以上の室内活動〈集会という〉
- 3.機関紙の発行および啓蒙宣伝活動
- 4.会員を広げる活動
- 5.講座の開設など教育活動
- 6.その他目的遂行に必要な活動

第三章 会 員

第5条 原則として70歳未満の成人で、この規約を承認し、所定の手続きをとればだれでも会員になることができる。

但し下記の場合はその限りではない。

- (1) 元会員が再入会をする場合の年齢は76歳未満とする。
- (2) 世話人会が特に承認した場合。
- 2.会員が次の各号に該当する場合は総会の決議により退会の勧告を行い、応じない場合はその期日をもって退会したものとする。
 - (1) 会の名誉を著しく傷つけ、会員としての体面を汚す行為があつたとき。
 - (2) 会の団結を著しく乱し、会員を混乱させる行為があつたとき。
- 3.処分の対象となった会員には十分な弁明の機会を与えねばならない。
- 4.会員の処分については緊急を要する場合には、世話人会は仮処分を決定することができる。但し仮決定案については次期の総会の承認を得なければならない。
- 5.会費を理由なくして6ヶ月間滞納し、督促に応じない場合は、退会とみなす。
- 6.長年にわたり在籍し、世話人を10期以上務め会に功労ある会員が80歳に達したときは、世話人会の推挙により名誉会員とする。

第四章 役 員

第6条 1、この会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-------|
| (1)世話人 | 30名以内 |
| (2)会計監査 | 2名 |

2、世話人のうち、1名を会長、若干名を副会長に、1名を事務局長とする。

第7条 前条に定める役員のほか、会長は世話人会の承認を得て、顧問若干名を委嘱することができる。

第8条 会長はこの会を代表し、活動を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は日常活動を統括し、会務の円滑な遂行をはかる。
4. 世話人は日常業務の遂行をはかる。

第9条 役員の選出は総会で行う。

2. 会長、副会長、事務局長は世話人会の推薦に基づき総会で選出する。
3. 年度途中の役員の補充または追加は役員選考委員会の意見をもとに世話人会で行う。世話人会で選出された役員は次期総会で追認を受ける。

第10条 役員の任期は次期総会までとする。

第五章 機 関

第11条 総会は最高の決議機関で、年1回会長が招集する。

2. 総会は会員の過半数をもってする。出席できない会員はその権限を他の会員に委任することができ、委任状をもって出席とみなす。

第12条 世話人会は総会に次ぐ決議機関であり、かつ日常業務の執行機関である。

2. 世話人会は会長の招集により、必要に応じて開く。

第13条 総会および世話人会の議決は、出席者の3分の2以上をもって議決する。

第14条 世話人会の諮問機関として三役会をおく。

2. 三役会は会長、副会長、事務局長で構成する。
3. 三役会は会活動の主要事項について世話人会へ提案することができる。
4. 三役会は会長の招集により、必要に応じて開く。

第六章 会 計

第15条 この会の経費は、会費、入会金、寄付金その他をもってあてる。

2. 会費は1ヶ月900円とし、原則として6ヶ月月前納とする。但し、同一家族に2人以上の会員がいる場合には、会費は2人以上で1ヶ月1,400円とする。
3. 入会金は500円とし、資料費として500円を入会金とともに納めるものとする。

第16条 一旦納入した会費、入会金はこの会を退会しても返さない。

第17条 この会の会計年度は、5月1日より翌年の4月末日までとし、会計報告は定期総会の都度おこない、総会の承認をうける。

第七章 規約の改廃その他

第18条 規約の改廃は、総会の議決を要する。

第19条 世話人会はこの規約に関する疑義が生じた場合および規約に定められていない問題については、規約の精神と会員の利益を守る立場から処理をすることができる。

第20条 この規約は昭和50年6月11日より施行する。

1976年 7月4日	一部改正	1999年 7月4日	一部改正
1977年 6月26日	一部改正	2000年 7月2日	一部改正
1978年 6月25日	一部改正	2002年 7月7日	一部改正
1979年 7月1日	一部改正	2003年 7月6日	一部改正
1980年 6月29日	一部改正	2005年 7月3日	一部改正
1981年 6月28日	一部改正	2008年 7月6日	一部改正
1986年 6月29日	一部改正	2012年 7月1日	一部改正
1988年 6月26日	一部改正	2016年 7月3日	一部改正
1994年 7月3日	一部改正	2019年 7月7日	一部改正
		2021年 7月4日	一部改訂